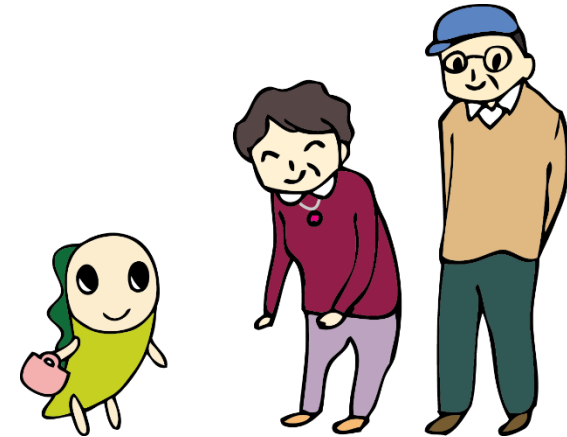


令和5年度 杉並区介護保険サービス事業者集団指導

運営指導における主な指摘事項

地域密着型通所介護



杉並区 保健福祉部 介護保険課

令和6年3月15日～31日

【目次】

1. **主な指摘事項**（従業者の配置）：生活相談員 . . . 3ページ
- 主な指摘事項**（従業者の配置）：機能訓練指導員 . . . 6ページ
2. **主な指摘事項**（心身の状況等の把握） . . . 8ページ
3. **主な指摘事項**（地域密着型通所介護計画の作成）① . . . 11ページ
4. **主な指摘事項**（地域密着型通所介護計画の作成）② . . . 14ページ
5. **主な指摘事項**（サービスの提供の記録） . . . 18ページ
6. **個別機能訓練加算について** . . . 20ページ
7. **口腔機能向上加算について** . . . 22ページ
8. **延長加算について** . . . 25ページ

1. 主な指摘事項（従業員の配置）：生活相談員

【指導での指摘事項】

- ・送迎により生活相談員の配置が基準を満たしていない日があった。



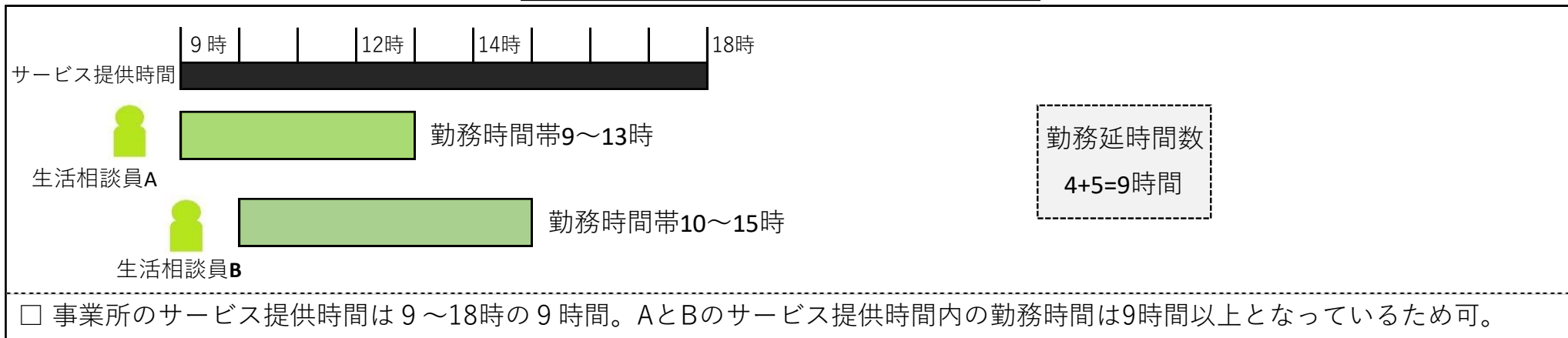
生活相談員の配置は基準を満たしていますか。

1. 主な指摘事項（従業員の配置）：生活相談員

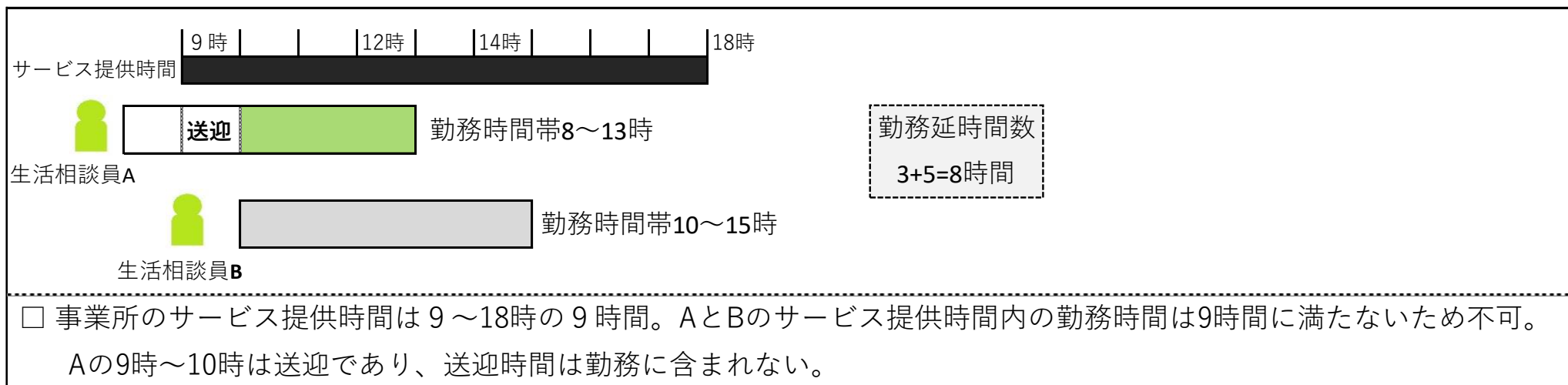
具体例

〈配置基準を満たす例〉

事業所のサービス提供時間 = 9 時間



〈配置基準を満たさない例〉



1. 主な指摘事項（従業者の配置）：生活相談員

【ポイント】

① 配置要件

（確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式）

提供日ごとに確保すべき勤務延時間数 = 提供時間数

- （例）
- ・ サービス提供時間数 8 時間で、生活相談員 2 名が 4 時間ずつ勤務・・・○
 - ・ サービス提供時間数 8 時間で、生活相談員 1 名が 8 時間勤務・・・○

② 勤務延時間

生活相談員の確保すべき勤務延時間数に、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間を含めることができる。

利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間 とは・・

- サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間
- 利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間
- 地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間

活動は、記録しておくこと

送迎に要する時間 ➡ 生活相談員の勤務時間には含まれない。

1. 主な指摘事項（従業者の配置）：機能訓練指導員

【指導での指摘事項】

- ・ 機能訓練指導員を確保できていなかった。
（機能訓練指導員の業務委託契約について、以下が確認できなかった）
 - ①雇用契約又は派遣契約等であること
 - ②管理者の指揮命令下にあること



管理者の指揮命令下にある機能訓練指導員を配置していますか。

1. 主な指摘事項（従業者の配置）：機能訓練指導員

今年度の指導では、委託契約を結んだ機能訓練指導員を配置しているという指摘がありました。

以下の表を参考に、適切な配置をしてください。

	雇用契約	出向・派遣契約	委託契約等
配置基準	満たす	<p>以下の条件のもと、満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書に<u>管理者の指揮命令に従う旨の記載</u>があること ・ 出向・派遣される従業者が特定できること 	<p>満たさない</p> <p>※委託契約等では、<u>指揮命令下にあること</u>が確認できない</p>

- 根拠：（１）指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について 第三の二の二 3(6)②
 （２）通所介護事業所における機能訓練指導員の配置について（通知）22福保高介第1607号 平成23年3月10日 問3・問4

2. 主な指摘事項（心身の状況等の把握）

【指導での指摘事項】

- ・サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況等の把握に努めているか、確認できなかった。



心身の状況等の把握に努めていますか？

2. 主な指摘事項（心身の状況等の把握）

指定地域密着型通所介護事業所は、サービス提供に当たり

- ・ **利用者の心身の状況**
- ・ **その置かれている環境**
- ・ **他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況 等**

の把握に努めなければならない と区条例で定められています。

杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成25年3月5日杉並区条例第4号） 第59条の6 参照

上の心身状況等を把握する〔方法〕としては、**サービス担当者会議への参加**、**本人又は家族との面談**、**ケアマネジャーとの情報共有**などが考えられます。

2. 主な指摘事項（心身の状況等の把握）

指摘があった事業所では、

- × サービス担当者会議に参加していなかった
- × サービス担当者会議等を通じて心身状況等を把握したことが確認できなかった

という事例がありました。

サービス担当者会議に参加した記録は、基準上、必須とされていませんが計画を多職種で共同で作成する際などに活用できるよう記録・保管しておくことが望ましい。

3. 主な指摘事項（地域密着型通所介護計画の作成）①

【指導での指摘事項】

- ・ 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、計画を作成しているか確認できなかった。



心身状況や希望等を踏まえ、かつそれらを盛り込んだ計画を作成していますか？

3. 主な指摘事項（地域密着型通所介護計画の作成）①

指定地域密着型通所介護では、**利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて**、計画を作成する必要があります。
 今年度の指導では、その利用者の心身状況等の把握について以下のように伝えて
 います。

杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に
 関する条例（平成25年3月5日杉並区条例第4号） 第59条の10 参照

【指導時に確認した事例】

項目	心身状況等の記録	指摘内容
「入浴」	自宅での入浴困難	←なぜ困難なのかを把握しているか不明。
「移動」	一部介助	←具体的な介助内容や残存能力が不明。
「利用者の希望」		←空欄で把握していなかった。
「歩行、移動等」	自立	←通所介護計画に機能訓練が位置付けされていた。

3. 主な指摘事項（地域密着型通所介護計画の作成）①

地域密着型通所介護計画を作成する際に踏まえておくの良い心身状況等

- ・ 利用者の望みや願い、生活の目標
- ・ 利用者の心身の状況
- ・ 生活の仕方、状況（家事・日常生活動作等をどの様にしたいのか）
- ・ 住居の状況
- ・ 家族の意向、介護力
- ・ 暮らし向き（環境）

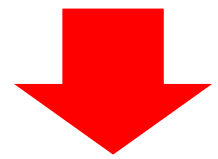
（上記の表はあくまで例示です）

ポイント
通所介護計画に基づいて通所介護を提供するにあたり、漫然かつ画一的にならないよう機能訓練や必要な援助を行うため、上の項目を把握しておくことが望ましい。

4. 主な指摘事項（地域密着型通所介護計画の作成）②

【指導での指摘事項】

- ・ 居宅サービス計画に沿って、地域密着型通所介護計画を作成していない事例があった。



居宅サービス計画に沿った通所介護計画の作成及びサービス提供を行っていますか？

4. 主な指摘事項 (地域密着型通所介護計画の作成) ②

居宅サービス計画第2表 (マスタープラン)

Aさん 78歳 女性

夫と二人暮らし
同敷地内に娘家族が住む
要介護1 (R5.11.20認定)
認定期間: R5.10.10~R6.10.31
日常生活自立度 障害A1 認知Ⅱa
疾患: 腰部脊柱管狭窄症・糖尿病・
高血圧症・逆流性食道炎・軽度認知
症

アセスメントの結果

1. 一人で外出したい。
2. 内服管理をして健康管理したい。
3. 友人達とおしゃべりしたい。
4. 料理がしたい。

	目標				援助内容					
	長期目標	期間	短期目標	期間	サービス内容	※1	サービス種別	※2	頻度	期間
体力・筋力をつけ転倒の不安をなくし一人で自由な外出が出来るようにしたい。	夫や友人達と旅行や食事会に自由に行ける。	R5.12.1~R6.10.31	近隣(500m)で開催しているサロンへ参加している。	R5.12.1~R6.5.31	自主的に体操を行う		本人	本人	毎日	R5.12.1~R6.5.31
糖尿病・逆流性食道炎、そして物忘れも出てきている。健康管理をして元気で過ごしたい。	病状が安定している。	R5.12.1~R6.10.31	栄養バランスの良い食事を摂取する。また内服薬の飲み忘れに注意する。	R5.12.1~R6.5.31	送迎の提供 体調管理の実施 リハビリの実施 お仲間との交流 支援	○	地域密着型 通所介護	A事業所	週2回	R5.12.1~R6.5.31
					診療・病状管理 薬処方・相談		医療機関	B医院	月1回	R5.12.1~R6.5.31
					通院介助		家族	夫・娘		
					処方薬を指示通り服薬する		本人	本人	毎日	R5.12.1~R6.5.31
					飲み忘れ時は服薬の声かけする		家族	夫・娘	適宜	R5.12.1~R6.5.31
					栄養バランスを考えた調理を娘と一緒にを行う		本人・家族	本人・娘	適宜	R5.12.1~R6.5.31
昼食・おやつ提供、持参薬の服薬介助を行う					○	地域密着型 通所介護	A事業所	週2回	R5.12.1~R6.5.31	
必要時の相談を受け対応する					○	居宅介護支援	C居宅介護支援事業所	必要時	R5.12.1~R6.5.31	

4. 主な指摘事項（地域密着型通所介護計画の作成）②

地域密着型通所介護計画（アクションプラン） ※一部のみ

居宅サービス計画第2表（P15の一部）

送迎の提供 体調管理の実施 リハビリの実施 お仲間との交流 支援	○	地域密着型 通所介護	A事業所	週2回
--	---	---------------	------	-----

昼食・おやつ提供、持参薬の服薬介助を行う	○	地域密着型 通所介護	A事業所	週2回	R
----------------------	---	---------------	------	-----	---

サービス内容

- ①送迎
- ②体調管理の維持
- ③リハビリの実施
- ④交流
- ⑤服薬

利用目標					
長期目標	設定日 R5.12.1 達成予定日 R6.10.31	・友人達と食事が出来ている。 ・地域のサロンへ参加し楽しめている。 ・薬等の飲み忘れなく病状が安定している。	目標 達成度	達成・一部・未達	
短期目標	設定日 R5.12.1 達成予定日 R6.5.31	・300m先のスーパーへ買い物に行けている。 ・自宅回りの散歩が出来ている。(15分～30分程度) ・散歩時近隣の人達と会話で交流が図れている。	目標 達成度	達成・一部・未達	
サービス提供内容					
目的とケアの提供方針・内容	評価			迎え(有・無)	
	実施	達成	効果・満足度など	予定時間	サービス内容
R5年12月1日～令和6年5月31日 ①送迎(ドアtoドア。移動時、乗車・降車時、安全に留意し介助する。)	実施一部 未実施	実施一部 未実施			プログラム(一日の流れ)
R5年12月1日～R6年5月31日 ②バイタルチェック(血圧測定や体調確認し心身状態を把握する。)	実施一部 未実施	実施一部 未実施		9時30分	送迎
R5年12月1日～R6年5月31日 ③集団指導(体力・筋力強化の為のバランス・歩行・筋力アップ体操を行う。(反り返りに注意する。))	実施一部 未実施	実施一部 未実施		10時00分	バイタル チェック 集団体操
R5年12月1日～R6年5月31日 ④昼食・おやつ・服薬介助(食事、おやつ時等誤嚥に留意。食後、預かり薬を手渡し服薬を確認する)	実施一部 未実施	実施一部 未実施		10時30分	昼食 服薬介助 レクリエーション
R5年12月1日～R6年5月31日 ⑤レクリエーション(ゲーム・脳トレ等でお仲間のお喋りなどで交流を図り楽しく過ごす支援を行う。)	実施一部 未実施	実施一部 未実施		12時00分	おやつ
				13時30分	サービス終了
				15時00分	
				15時30分	
					送り(有・無)



4. 主な指摘事項（地域密着型通所介護計画の作成）②

指摘があった事業所では

- ・ 居宅サービス計画に「服薬介助」が位置付いていたが、通所介護計画に位置付いていなかった。
- ・ 居宅サービス計画に「入浴介助」が位置付いていないが、「入浴介助」を提供していた。

という事例がありました。

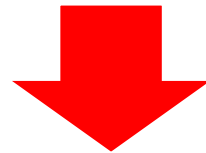
ポイント

- ・ 通所介護計画の内容及び提供した通所介護サービスが、必ず居宅サービス計画に基づいていること。
- ・ 居宅サービス計画に位置付けられたサービス内容を基に、より具体的なサービス内容を通所介護計画に位置付けていること。

5. 主な指摘事項（サービスの提供の記録）

【指導での指摘事項】

- ・ サービス提供の記録に、提供した具体的なサービス内容や利用者の心身の状況等必要な事項を記録していなかった。



サービス提供をした際、具体的なサービスの内容等を記録していますか？

5. 主な指摘事項（サービスの提供の記録）

サービス提供記録は、**介護報酬算定の根拠**となる非常に重要な役割を果たします。区条例では、**当該サービスの提供日、内容（例えば、食事の提供、入浴、機能訓練、レクリエーション等の実施内容や、送迎の有無等）を記録することと規定されています。**

記録が確認できない場合、介護報酬の減算が必要となる場合があります。

杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例
（平成25年3月5日杉並区条例第4号） 第59条の20（第20条準用） 参照

・注意事項

- ①サービス提供記録は、利用者からの申出があった際、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければなりません。求めがあった際に、すみやかに開示できる体制を整えておく必要があります。
- ②提供した具体的なサービスの内容等の記録は、「完結の日」から2年間保存の義務があります。「完結の日」とは契約終了によりサービス提供が終了した日を指します。

6. 個別機能訓練加算（Ⅰ）イについて

要件は大きく分けて4つあります。遺漏のないように注意してください。

1. 人員配置

機能訓練指導員を1名以上配置すること。

2. 個別機能訓練目標の設定・ 個別機能訓練計画の作成

利用者ごとに目標等を内容とする個別機能訓練計画を作成すること。

3. 個別機能訓練の実施体制・ 実施回数

類似の目標、同様の訓練項目を選択した小集団（5人以下）に対して、機能訓練指導員が直接行うこと。概ね週に1回以上実施すること。

4. 個別機能訓練実施後の対応

3月に1回以上、利用者の居宅を訪問し、居宅での生活状況を確認。利用者又は家族に進捗状況の説明、計画の見直しを行うこと。

6. 個別機能訓練加算（I）□について

機能訓練を行う人材の有効活用を図る観点から、個別機能訓練加算（I）□の機能訓練指導員の配置要件が緩和されます（令和6年度報酬改定以降）。

現行の機能訓練指導員の配置

専従1名以上配置（通所介護（地密含む）を行う時間帯を通じて）



改正後の機能訓練指導員の配置

専従1名以上配置（配置時間の定めなし）
ただし、**合計で2名以上の機能訓練指導員を配置している時間帯に算定が可能**

社会保障審議会介護給費分科会（第239回）
令和6年1月22日「参考資料1」3.（3）⑦参照

単位数

〈現行〉
個別機能訓練加算（I）□ 85単位/日



〈改定後〉
個別機能訓練加算（I）□ 76単位/日




7. 口腔機能向上加算について

【 注意事項 】

- ① 口腔機能向上加算は体制加算ではありません。
加算を算定する場合は利用者ごとに要件に該当する者（対象者）であるか必ず確認してください。
- ② 対象者であることの確認について、判断に至った明確な根拠資料を残してください。

7. 口腔機能向上加算について

口腔機能向上加算を算定できる利用者は次のイから八までのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者となります。

-  認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者
-  基本チェックリストの口腔機能に関連する（13）、（14）、（15）の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者
-  その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者

(参照) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年3月31日 老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号) **第二の3の2 (18)**

7. 口腔機能向上加算について

「その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者」に該当すると判断する場合は、①～④に該当することがわかるよう記録してください。特に、③・④の対象者については判断に至った経緯（誰が、いつ、判断した理由）を詳細に記載してください。

「その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者」

① 認定調査票の特記事項における記載内容（不足の判断根拠、介助方法の選択理由等）から、口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断された者

② 主治医意見書の摂食、嚥下機能に関する記載内容や特記すべき事項における記載内容（不足の判断根拠、介助方法の選択理由等）から、口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断された者

③ 視認により口腔内の衛生状態に問題があると判断される者

④ 医師、歯科医師、介護支援専門員、サービス提供事業所等からの情報提供により口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者等

（参照）「口腔機能向上マニュアル」
確定版（平成21年3月）

8. 延長加算について（宿泊サービスとの同日の算定の可否）

宿泊サービスと延長加算を同一日に算定することはできません。

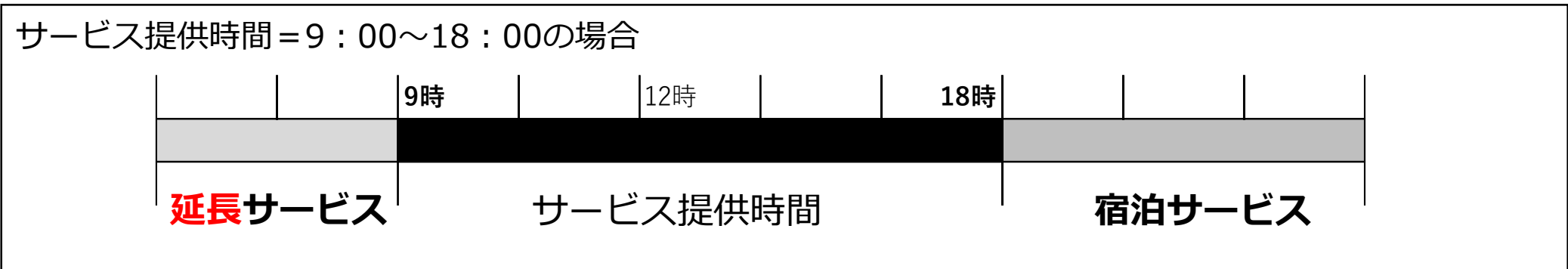
加算の留意事項通知には、

事業所の利用者が、当該事業所を利用した後に、引き続き当該事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の地域密着型通所介護の提供を受ける場合には算定することはできない。

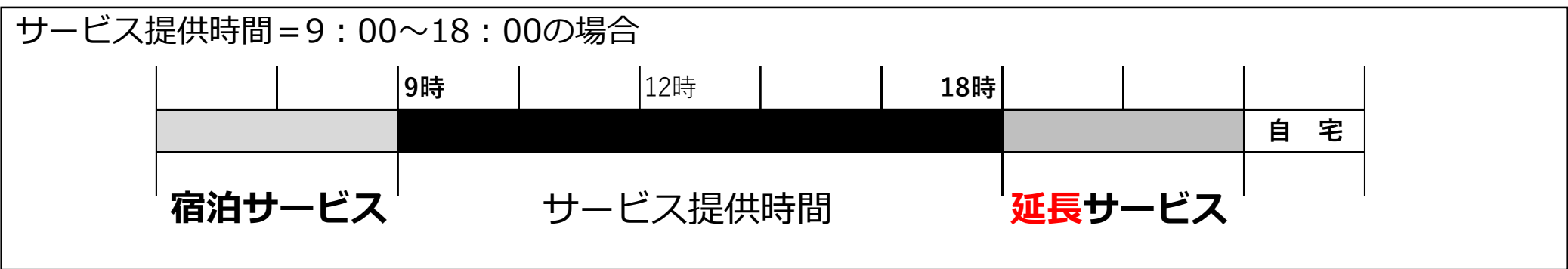
と記載されています。

8. 延長加算について（宿泊サービスとの同一日の算定の可否）

【 延長加算の算定が認められない例 】



通所介護事業所の営業時間の開始前に延長サービスを利用した後、通所介護等を利用しその当日より宿泊サービスを利用した場合→**延長加算は算定できない。**



宿泊サービスを利用した後、通所介護サービスを利用し通所介護事業所の営業時間の終了後に延長サービスを利用した後、自宅に帰る場合→**延長加算は算定できない。**

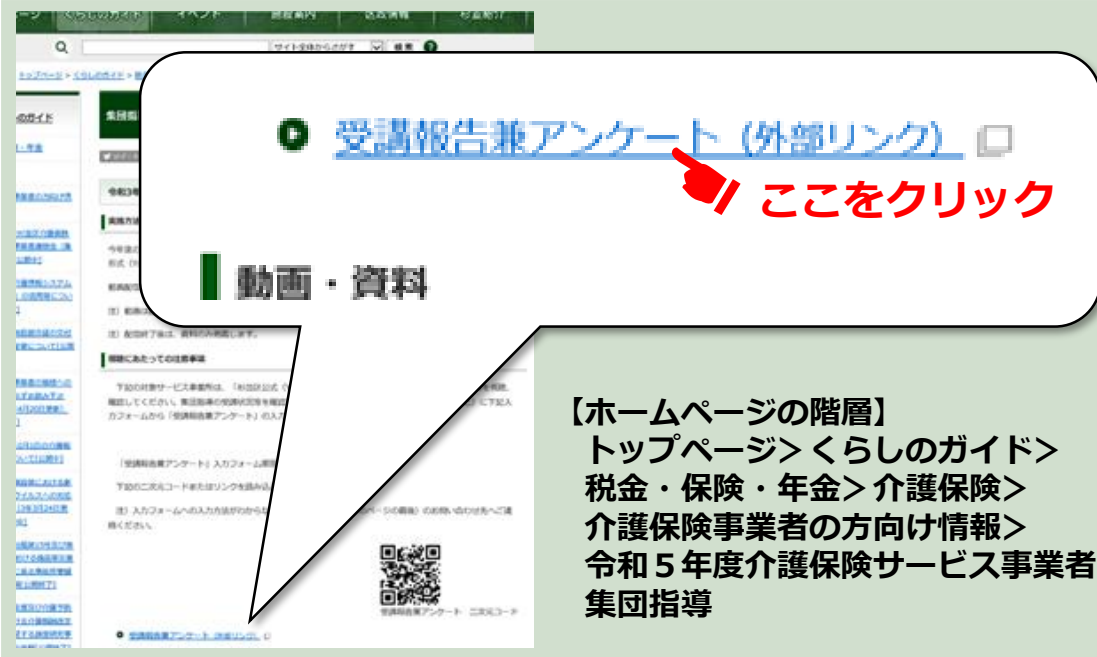
「受講報告兼アンケート」の入力のお願い

集団指導の受講状況等を確認するため、視聴後に事業所ごと（サービス種別ごと）に下記入力フォームから「受講報告兼アンケート」の入力をお願いします。

（注1）併設の事業者がある場合、それぞれのサービス事業所で回答してください。

（注2）管理者等が事業所内の回答・質問事項を取りまとめ、事業所として回答・質問してください（事業所で視聴した方全員が回答する必要はありません）。

区公式ホームページからアクセスする場合



ここをクリック

動画・資料

【ホームページの階層】
トップページ>くらしのガイド>
税金・保険・年金>介護保険>
介護保険事業者の方向け情報>
令和5年度介護保険サービス事業者
集団指導

二次元コードを読み取ってアクセスする場合



受講報告兼アンケート 二次元コード

⌚ 入力期限：3月31日（日曜日）まで

ご視聴ありがとうございました。

制作・著作



杉並区